

第2号被保険者の主治医意見書の記載について

40歳から64歳までの方の主治医意見書の作成につきまして、下記の通り記載をお願いします。

1. 記載欄について

「1. 傷病に関する意見」の「(1)診断名、(3)生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容」に記載をお願いします。

(1)診断名(特定疾病または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については1. に記入)及び発症年月日			
1	発症年月日	(昭和・平成・令和	年 月 日頃)
2	発症年月日	(昭和・平成・令和	年 月 日頃)
3	発症年月日	(昭和・平成・令和	年 月 日頃)
(2)症状としての安定性 ☐ 安定 ☐ 不安定 ☐ 不明			
(「不安定」とした場合、具体的な状況を記入)			
(3)生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容 〔最近(概ね6カ月以内)介護に影響のあったもの及び特定疾病についてはその診断の根拠等について記入〕			

2. 記載内容について

特定疾病名については、下記特定疾病名を参照し、(1)欄に、介護を要する生活機能低下等の直接の原因となっている特定疾病名を、(3)欄に診断上の根拠となる主な所見について、ご記入ください。また、⑦パーキンソン病関連疾患、⑬脳血管疾患、⑮慢性閉塞性肺疾患については具体的な診断名の記入もお願いします。

※「特定疾病とは、心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病です。」以上のことから外傷性やアルコールに起因するものは対象となりません。

3. 特定疾病名

- ①がん末期
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症(アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等)
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症(ウェルナー症候群等)
- ⑪多系統萎縮症(線条体黒変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症)
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患(脳出血、脳梗塞等で外傷性のものを除く)
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎)
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※東京都医師会「介護保険における特定疾病診断の手引き」、厚生労働省HP「特定疾病の選定基準の考え方」より